

平成28年第4回紀の川市議会定例会 第4日

平成28年12月22日（木曜日） 開 議 午前 9時29分

閉 会 午前10時19分

◎議事日程（第4号）

- 日程第1 請願第 1号 有機質肥料製造工場建設反対について
- 日程第2 議案第189号 紀の川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第190号 紀の川市税条例の一部改正について
- 日程第3 議案第191号 紀の川市国民健康保険税条例の一部改正について
- 議案第192号 紀の川市ひとり親家庭医療費の支給に関する条例の一部改正について
- 議案第193号 紀の川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について
- 議案第194号 紀の川市介護保険条例の一部改正について
- 議案第195号 紀の川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 議案第198号 平成28年度紀の川市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第199号 平成28年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第201号 平成28年度紀の川市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第202号 平成28年度紀の川市水道事業会計補正予算（第2号）について
- 議案第203号 平成28年度紀の川市工業用水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第4 議案第197号 平成28年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第200号 平成28年度紀の川市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第204号 紀の川市道路線の廃止について
- 議案第205号 紀の川市道路線の認定について
- 議案第206号 紀の川市道路線の認定について
- 日程第5 議案第196号 平成28年度紀の川市一般会計補正予算（第3号）につ

いて

- 日程第6 委員会提出議案第1号 地域防災力の向上と災害に強い防災拠点の整備を求め
る意見書
- 追加日程第1 委員会提出議案第2号 有機質肥料製造工場建設に関する意見書
- 日程第7 閉会中の継続審査及び調査の申し出について

◎本日の会議に付した事件

議事日程（第4号）のとおり

○出席議員（21名）

1番 並松八重	2番 太田加寿也	3番 船木孝明
4番 中尾太久也	5番 仲谷妙子	6番 大谷さつき
7番 石脇順治	8番 中村真紀	9番 榎本喜之
10番 杉原勲	11番 森田幾久	12番 村垣正造
13番 高田英亮	15番 西川泰弘	16番 坂本康隆
17番 室谷伊則	18番 上野健	19番 石井仁
20番 川原一泰	21番 堂脇光弘	22番 竹村広明

○欠席議員（0名）

○説明のために出席した者の職氏名

市長	中村慎司	副市長	林信良
市長公室長	西川直弘	企画部長	森本浩行
総務部長	上山和彦	危機管理部長	中浴哲夫
市民部長	中邨勝	地域振興部長	立具久幸
保健福祉部長	上村敏治	農林商工部長	岩坪純司
建設部長	福岡資郎	会計管理者	森脇澄男
水道部長	森美憲	農業委員会事務局長	中野朋哉
教育長	貴志康弘	教育部長	稲垣幸治
企画部財政課長	杉本太		

○議会事務局職員

事務局長	榎本守	事務局次長	柏木健司
議事調査課課長補佐	岩本充晃	議事調査課係長	藤田郁也

（開議 午前 9時29分）

○議長（竹村広明君） おはようございます。

本日は、委員会審査結果報告などを含めまして、議事運営に御協力賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、定足数に達しておりますので、ただいまから平成28年第4回紀の川市定例会4日目の会議を開きます。

本日の委員会審査結果報告ですが、まず、日程第1から日程第4では、各常任委員会に審査を付託をしていた案件のうち、議案第196号以外の案件について、各常任委員会ごとに審査結果の報告を求め、委員長報告に対する質疑の後、議案について討論、採決を行います。日程第5では、分割付託していた議案第196号について、再度各常任委員会委員長にそれぞれ審査結果の報告を求め、各委員長報告に対する一括質疑の後、議案について討論、採決を行いますので、御了承願います。

それでは、これより議事に入ります。

議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。

日程第1 請願第1号 有機質肥料製造工場建設反対について

○議長（竹村広明君） それでは、日程第1、請願第1号 有機質肥料製造工場建設反対について議題といたします。

本請願は、過日の本会議において、厚生常任委員会に審査を付託していたものであります。

厚生常任委員会委員長より、請願審査報告書が提出され、お手元に配付しておりますので、委員長に審査結果の報告を求めます。

厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

7番 石脇順治君。

○7番（石脇順治君）（登壇） おはようございます。

厚生常任委員会における審査の経過並びに結果について、御報告いたします。

当委員会は、去る12月7日の本会議で付託されました請願第1号 有機質肥料製造工場建設反対に対しての請願書について、12月14日、本庁舎6階委員会室1において、全委員の出席を得て委員会を開催し、審査を行いました。

まず、紹介議員から説明を受け、審査を行いました。

審査の結果、請願第1号について、特に反対意見等もなく、全会一致により採択とすべきものと決しています。

以上で、当委員会の審査報告を終わります。御審議よろしくお願い申し上げます。

○議長（竹村広明君） 厚生常任委員会委員長の報告が終了いたしました。

ただいまの委員長報告について、質疑ございませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 質疑なしと認めます。

それでは、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております請願第1号については、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

それでは、請願第1号の採決を行います。

請願第1号 有機質肥料製造工場建設反対については、委員長の報告は、採択とするものであります。

本案は、委員会報告のとおり採択することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第1号は、採択されました。

日程第2 請願第189号 紀の川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について から
議案第190号 紀の川市税条例の一部改正について まで

○議長（竹村広明君） それでは、続きまして、日程第2、請願第189号 紀の川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてと、議案第190号 紀の川市税条例の一部改正についての2議案を一括議題といたします。

ただいま議題といたしました2議案については、過日の本会議において総務文教常任委員会に審査を付託をしていたものであります。

総務文教常任委員会委員長より、委員会審査報告書が提出され、お手元に配付しておりますので、委員長に審査結果の報告を求めます。

9番 榎本喜之君。

○9番（榎本喜之君）（登壇） おはようございます。

総務文教常任委員会における審査の経過並びに結果について、御報告いたします。

当委員会は、去る12月7日の本会議で付託されました議案2件について、12月13日に本庁舎6階委員会室1において、全委員の出席を得て委員会を開催し審査を行いました。

慎重審査の結果、本委員会に付託された議案第189号、議案第190号については、全て全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

委員会における、各委員の質疑の主なものは、次のとおりです。

議案第190号 紀の川市税条例の一部改正については、今回の改正による紀の川市の影響額についてただしたのに対し、平成28年度の租税条約締結による市県民税の減免額は、中国4件、タイ11件の79万2,800円であり、今回、台湾との租税取り決め

締結による減免額についてはつかめていないが、影響額は少ないと考えるとの答弁でした。

以上で、当委員会の審査報告を終わります。御審議よろしくお願い申し上げます。

○議長（竹村広明君） ただいまの委員長報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 質疑なしと認めます。

それでは、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております2議案については、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより、順次採決を行います。

お諮りいたします。

議案第189号 紀の川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第189号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第190号 紀の川市税条例の一部改正については、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第190号は、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第191号 紀の川市国民健康保険税条例の一部改正について から
議案第203号 平成28年度紀の川市工業用水道事業会計補正予算（第
1号）について まで

○議長（竹村広明君） 続きまして、日程第3、議案第191号 紀の川市国民健康保険税条例の一部改正についてから、議案第203号 平成28年度紀の川市工業用水道事業会計補正予算（第1号）についてまでの10議案を一括議題といたします。

ただいま議題といたしました10議案については、過日の本会議において厚生常任委員会に審査を付託していたものであります。

厚生常任委員会委員長より、委員長審査報告書が提出され、お手元に配付しておりますので、委員長に審査結果の報告を求めます。

7番 石脇順治君。

○7番（石脇順治君）（登壇） 当委員会は、去る12月7日の本会議で付託されました議案10件について審査を行いました。審査の日時、場所等については、先ほど報告したとおりでございます。

慎重審議の結果、議案第193号の1議案については、賛成多数で、その他9議案については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしております。

委員会における委員の主な質疑の内容は次のとおりです。

議案第193号 紀の川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の一部改正については、9月以降、区長会への説明も含め、今までの経緯をただしたのに対し、区長関係については、自治連絡協議会において説明をし、旧町単位の地区代表役員会が開催される際にも説明に行かせていただいている。また、商工会については販売店への説明を3回実施し、広報にも掲載して周知をしているとの答弁でした。

また、その説明に対して、意見等はなかったのかとただしたのに対し、11月、12月で20件余りの問い合わせがあり、内容としては、差額シールに関するものや日程に関するものであるとの答弁でした。

さらに、差額シールの販売場所や時期についてただしたのに対し、ごみ袋の販売店で販売し、時期については、啓発も兼ねて6月から販売をする。ただし、1枚単位での販売については、本庁及び各支所・出張所で行うとの答弁でした。

以上で、当委員会の審査報告を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（竹村広明君） ただいまの委員長報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 質疑なしと認めます。

それでは、質疑を終結いたします。

それでは、ただいま議題となっております10議案について、討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

議案第193号についての反対討論。

8番 中村真紀君の発言を許可いたします。

8番 中村真紀君。

○8番（中村真紀君）（登壇） 議案第193号 紀の川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の一部改正についての反対討論を行います。

前回の9月議会では、ごみ袋の値上げと差額シールの購入、添付によって市民に負担をかけるという改定が行われました。今回は、差額シールを1枚ずつばら売りもすることとする改定であります。

委員会審査の中で、差額シールの張られていないものは収集しないこと、シールが張られない限り、そのごみ袋を警告シールを張った上で集積場に置いたままにすることが説明

されました。集積場を管理する地元、自治区に差額シールを配布することを検討していると説明されましたが、次の収集日までの数日間、生ごみも入った袋を外に置いておけば、カラスなどの動物が袋を破り、集積場の周りに散乱することは避けられません。

今回の議案は、差額シールを別にもう買ってもらふ負担を求め、また添付しなければ収集しないという市民サービスの制限を徹底するものです。

このような市民に負担を押しつけるだけの議案には賛成できません。まず、先にごみを減らす努力が必要であると考えことから、本議案には反対します。

○議長（竹村広明君） 続いて、議案第193号についての賛成討論。

3番 船木孝明君の発言を許可いたします。

3番 船木孝明君。

○3番（船木孝明君）（登壇） 私は、議案第193号 紀の川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について、賛成の立場で討論を行います。

この改正は、平成29年10月1日以降、旧ごみ袋を使用する場合に、張りつけする差額シールの販売を1枚単位から行えるように改正するものです。1シートに5枚ないし7枚の差額シールがありますので、シート単位の販売だけでは、ごみ袋、または差額シールのいずれかが余ります。余った分は市民の負担となることから、ごみ袋の値上げに際し、市民に必要以上の負担をかけないようにするためにも必要な改正であると考え、本案に賛成するものです。

以上、本案に対する賛成討論とします。御審議よろしく申し上げます。

○議長（竹村広明君） 以上で、討論を終結いたします。

これより、順次採決を行います。

お諮りいたします。

議案第191号 紀の川市国民健康保険税条例の一部改正については、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第191号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第192号 紀の川市ひとり親家庭医療費の支給に関する条例の一部改正については、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第192号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

この採決は、起立により行います。

議案第193号 紀の川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の一部改正については、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（竹村広明君） 起立多数であります。

したがって、議案第193号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第194号 紀の川市介護保険条例の一部改正については、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第194号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第195号 紀の川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正については、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第195号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第198号 平成28年度紀の川市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第2号）については、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第198号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第199号 平成28年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）については、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第199号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第201号 平成28年度紀の川市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）については、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第201号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第202号 平成28年度紀の川市水道事業会計補正予算（第2号）については、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第202号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第203号 平成28年度紀の川市工業用水道事業会計補正予算（第1号）については、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第203号は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第197号 平成28年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）について から
議案第206号 紀の川市道路線の認定について まで

○議長（竹村広明君） 続きまして、日程第4、議案第197号 平成28年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）についてから、議案第206号 紀の川市道路線の認定についてまでの5議案を一括議題といたします。

ただいま議題といたしました5議案については、過日の本会議において、産業建設常任委員会に審査を付託していたものであります。

産業建設常任委員会委員長より、委員会審査報告書が提出され、お手元に配付しておりますので、委員長の審査結果の報告を求めます。

11番 森田幾久君。

○11番（森田幾久君）（登壇） 産業建設常任委員会における審査の経過並びに結果について、御報告いたします。

当委員会に付託されました5議案について、去る12月15日、本庁舎6階委員会室1

において全委員の出席を得て開催し、付託された案件について当局から説明を受けた後、審査を行いました。

審査の結果、当委員会に付託されました5議案については、全て全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしております。

委員会における質疑の主なものは、次のとおりです。

議案第204号 紀の川市道路線の廃止についてから議案第206号 紀の川市道路線の認定については、廃止になった路線はどのような形になっていくのか、新たに認定された路線は市道としての機能、要するに4メートル要件は備わっているのかとただしたのに対し、今回上程した議案は、京奈和自動車道の整備により改変、新設によるものである。起終点が完全に変わってしまった市道は、一旦廃止し、改めて再認定したということで、幅員が4メートルなかったとしても認定している。

新たに認定する道路は、京奈和自動車道を補修、維持するために国で整備した道路を引き継ぐものである。廃止となった路線は、京奈和自動車道の起業地内に完全に埋没してしまったものであるとの答弁に、京奈和自動車道の起業地内以外で、市道として機能しなくなった土地はあるのかと再度ただしたのに対し、もともと市道であったが農地の中で行きどまりになってしまっていて、農道としたところは1カ所あるとの答弁でした。

以上で、当委員会の審査報告を終わります。御審議、よろしくお願い申し上げます。

○議長（竹村広明君） ただいまの委員長報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 質疑なしと認めます。

それでは、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております5議案については、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより、順次採決を行います。

お諮りいたします。

議案第197号 平成28年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）については、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第197号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第200号 平成28年度紀の川市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）については、委員長の報告は可決とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第200号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第204号 紀の川市道路線の廃止については、委員長の報告は可決とするもの
あります。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第204号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第205号 紀の川市道路線の認定については、委員長の報告は可決とするもの
あります。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第205号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第206号 紀の川市道路線の認定については、委員長の報告は可決とするもの
あります。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第206号は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第196号 平成28年度紀の川市一般会計補正予算（第3号）につ
いて

○議長（竹村広明君） 続きまして、日程第5、議案第196号 平成28年度紀の川市
一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

本件につきましても、過日の本会議において、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託
していたものであります。

それでは、各常任委員会委員長より委員会審査報告書が提出され、お手元に配付して
おりますので、委員長にそれぞれ審査結果の報告を求めます。

初めに、総務文教常任委員会委員長の報告を求めます。

9番 榎本喜之君。

○9番（榎本喜之君）（登壇） 当委員会に付託されました議案第196号 平成28年度紀の川市一般会計補正予算（第3号）のうち、当委員会の所管部分について、審査の経過及び結果について御報告いたします。

審査の日時、場所等については、先ほど報告したとおりです。

当委員会に付託されました、議案第196号のうち、所管部分について当局から説明を受けた後、審査を行った結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしております。

委員会における、各委員の質疑の主なものは、次のとおりです。

2款、1項、13目、電算管理費で、システム開発委託料247万2,000円の内容はとただしたのに対し、国が示す地方公共団体のセキュリティ対策方針を踏まえ、和歌山県では株式会社サイバーリンクスが提供する自治体情報セキュリティクラウドサービスを利用し、県内市町村のインターネット接続環境を集約し、セキュリティ対策を強化することが決定しており、本サービス利用のための接続環境等を構築するための委託料であるとの答弁でした。

次に、歳入で、地域医療支援寄附金として2,000万円の寄附をいただいているが、その経緯はとただしたのに対し、社会医療法人三車会から地域医療に関する事業にと寄附をいただいたもので、今後、AEDの買いかえや特定不妊治療の助成、また僻地診療委託料等に充てていきたいと考えているとの答弁でした。

以上で、当委員会の審査報告を終わります。御審議よろしくお願い申し上げます。

○議長（竹村広明君） 続いて、厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

7番 石脇順治君。

○7番（石脇順治君）（登壇） 当委員会に付託されました議案第196号 平成28年度紀の川市一般会計補正予算（第3号）のうち、当委員会の所管部分について、審査の経過及び結果について御報告いたします。

審査の日時、場所等については、先ほど報告したとおりです。

当委員会に付託されました、議案第196号のうち、所管部分について審査を行った結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしております。

委員会における委員の主な質疑の内容は、次のとおりです。

まず、3款、1項、5目、老人福祉費、高齢者自立支援事業で、脳年齢や血管年齢を測定・分析をするタブレット型健康管理機器の購入ということであるが、何台分で、どのような使い方をするのかとただしたのに対し、2台購入予定で、介護予防教室等での活用をしていくとの答弁でした。

次に、3款、1項、4目、障害者総合支援費、障害者地域生活支援事業で、成年後見人等報酬助成金について、対象者等内容をただしたのに対し、平成19年に市長申し立てにより開始した知的障害のある女性1名が対象で、本人の資産から後見人に対して報酬が支払われていたが、資産の減少により未払いとなっていた報酬を、市長申し立ての後見人と

いうことから、市の要綱に基づき助成するものであるとの答弁でした。

次に、4款、1項、7目、水道事業費の地元管理飲料水供給施設事業補助金について、対象施設と増額の理由をただしたのに対し、粉河地区の遠方にある施設が対象で、取水・排水施設の改修工事に対するものであるとの答弁でした。

以上で、当委員会の審査報告を終わります。御審議、よろしくお願い申し上げます。

○議長（竹村広明君） 続いて、産業建設常任委員会委員長の報告を求めます。

11番 森田幾久君。

○11番（森田幾久君）（登壇） 当委員会に付託されました、議案第196号 紀の川市一般会計補正予算（第3号）のうち、本委員会の所管部分について、審査の経過並びに結果について、御報告いたします。

審査の日時、場所等については、先ほど報告したとおりです。

当委員会に付託されました議案第196号のうち、所管部分について、当局から説明を受けた後、審査を行った結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしております。

委員会における、質疑の主なものは、次のとおりです。

6款、1項、5目、農業経営基盤強化促進対策事業費のうち、桃せん孔細菌病対策事業について、補助金の上限額、また対象者が多くなった場合は増額を考えているのかとただしたのに対し、補正予算案可決後に要綱作成と考えているが、上限額は15万円程度、また増額については、あくまで県補助金が基本となるので、今回の補正額で十分対応できると考えているとの答弁でした。

また、防風ネットに対しての効果を検証したのかとただしたのに対し、果実園芸試験場で研究がされていて、やはり風が一番の原因で、強風が当たる原因と聞いているとの答弁に、もう一つの原因は、病原菌は1年で死なないことであるため、枝に対する剪定を絶対に明るる年に残さない指導もあわせてできるのかと再度ただしたのに対し、剪定したときの枝を畑の横へ放置しないという指導を農協もしていると聞いているので、この質問のような指導もしていきたいと考えているとの答弁でした。

さらに、県補助の申請者が少ないと聞いているがとただしたのに対し、県補助はネット一面を張りかえることが基本で、維持管理については適用しない制度となっている。しかし、県もある程度、制度を緩和して募集者をふやしている状況である。しかしながら、あくまで基本は補修に対しては補助金は出ないとなっているので、その解釈の違いで申請者が少なくなっている状況であるとの答弁でした。

以上で、当委員会の審査報告を終わります。御審議、よろしくお願い申し上げます。

○議長（竹村広明君） 以上で、各常任委員会の審査報告が終了いたしました。

これより、ただいま委員長報告に対して一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 質疑なしと認めます。

それでは、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案については、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

それでは、お諮りいたします。

議案第196号 平成28年度紀の川市一般会計補正予算（第3号）については、各委員長報告は可決とするものであります。

本案は、各委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第196号は、原案のとおり可決されました。

日程第6 委員会提出議案第1号 地域防災力の向上と災害に強い防災拠点の整備を
求める意見書について

○議長（竹村広明君） 次に、日程第6、委員会提出議案第1号 地域防災力の向上と災害に強い防災拠点の整備を求める意見書についてを議題といたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

総務文教常任委員会委員長 榎本喜之君。

○9番（榎本喜之君）（登壇） ただいま議題となっております委員会提出議案第1号 地域防災力の向上と災害に強い防災拠点の整備を求める意見書の提案理由を説明いたします。提出者は、総務文教常任委員長、私、榎本喜之でございます。

本議案は、総務文教常任委員会として、全会一致で提案することと決しましたので、委員会提出議案として提案しています。

意見書の朗読をもって、提案説明とさせていただきます。

東日本大震災、熊本地震をはじめ、土砂災害、大水害等各地で想定を超える大規模な自然災害が発生し、甚大な被害が相次いでいる。本年においても、4月の熊本地震のみならず、8月以降の複数の台風により、特に北海道や東北地方を中心に、多くの人命が失われ、甚大な被害に見舞われた。また、10月には鳥取でも震度6弱の地震が発生している。

迅速な復旧・復興とともに、安全・安心な国づくりに資する防災・減災対策は喫緊の課題である。

よって、政府においては、地域防災力の向上と災害に強い防災拠点の整備を図るため、意見書記載項目の4項目について取りくむことを強く求めるために、別紙のとおり、地域防災力の向上と災害に強い防災拠点の整備を求める意見書を会議規則第14条の規定により提出するものです。

なお、意見書の提出先は、内閣総理大臣、内閣府特命担当大臣（防災）、総務大臣、国

土交通大臣です。

以上で、提案理由の説明を終わります。御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（竹村広明君） 以上で、提案説明が終了いたしました。

ただいま議題となっております委員会提出議案第1号については、会議規則第37条第2項の規定により、直ちに、質疑、討論、採決を行います。

それでは、委員会提出議案第1号について、質疑、討論、採決を行います。

まず、委員会提出議案第1号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 質疑なしと認めます。

それでは、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

委員会提出議案第1号について、討論はありませんか。

〔「討論なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

それでは、採決を行います。

お諮りいたします。

委員会提出議案第1号 地域防災力の向上と災害に強い防災拠点の整備を求める意見書については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、委員会提出議案第1号は、原案のとおり可決されました。

ここで、しばらく休憩いたします。

（休憩 午前10時08分）

（再開 午前10時09分）

○議長（竹村広明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま、厚生常任委員会委員長より、委員会提出議案第2号 有機質肥料製造工場建設に関する意見書が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題にしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、委員会提出議案第2号を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題と

することに決しました。

これより、追加日程表と意見書案を配付しますので、しばらくお待ちください。

追加日程第1 委員会提出議案第2号 有機質肥料製造工場建設に関する意見書ついて

○議長（竹村広明君） それでは、追加日程第1、委員会提出議案第2号 有機質肥料製造工場建設に関する意見書についてを議題といたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

厚生常任委員会委員長 石脇順治君。

7番 石脇順治君。

○7番（石脇順治君）（登壇） ただいま、議長から指名がございましたので、委員会提出議案第2号 有機質肥料製造工場建設に関する意見書についての提案説明をいたします。

提出者は、厚生常任委員会委員長、石脇でございます。

本議案は、厚生常任委員会として全会一致で提案することと決しましたので、委員会提出議案として提出いたします。

意見書の朗読をもって提案理由の説明とさせていただきます。

有機質肥料製造工場建設に関する意見書。

和歌山市本町4丁目25番地に住所を置く和歌山県ヘルス工業株式会社が、紀の川市桃山町最上1206番地において有機質肥料製造工場（産業廃棄物処理施設）を建設する計画を進めている。

本計画の立地環境は、福祉施設に隣接し、また周辺の民家とは余りにも近距離であり、特に工場からの悪臭の発生の可能性、廃棄物等搬出入車両による粉じん・悪臭・騒音等による生活への悪影響を危惧し、地域では地元自治会と桃源郷と福祉の里を守る会を結成し建設反対運動を行うなど、地域住民の生活に深刻な影響を及ぼしている。

よって、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

本件有機質肥料製造工場建設については、和歌山県公害防止条例等公害関係法令の趣旨を十分踏まえ、事業計画書の内容を精査し、所定の書類を完備するよう指導するとともに、産業廃棄物処理施設の設置許可にあたっては、関係地域住民の実情を十分配慮すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

なお、意見書の提出先は、和歌山県知事です。

以上で、提案理由の説明を終わります。御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（竹村広明君） 以上で、提案説明が終了いたしました。

ただいま議題となっております委員会提出議案第2号については、会議規則第37条第

2項の規定により、直ちに、質疑、討論、採決を行います。

それでは、委員会提出議案第2号について質疑、討論、採決を行います。

まず、委員会提出議案第2号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 質疑なしと認めます。

それでは、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

委員会提出議案第2号について、討論はありませんか。

〔「討論なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

それでは、採決を行います。

お諮りいたします。

委員会提出議案第2号 有機質肥料製造工場建設に関する意見書については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、委員会提出議案第2号は、原案のとおり可決されました。

日程第7 閉会中の継続審査及び調査の申し出について

○議長（竹村広明君） 続いて、日程第7、閉会中の継続審査及び調査の申し出についてを議題といたします。

議会運営委員長及び各常任委員長から、それぞれ会議規則第104条の規定により、お手元に配付の写しのとおり、閉会中も審査及び調査を継続いたしたい旨の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり、それぞれの委員会において、閉会中も審査及び調査を継続することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長の申し出のとおり、それぞれの委員会において閉会中も審査及び調査を継続することに決しました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件は、全て終了いたしました。

それでは、市長から閉会にあたって、発言を求められておりますので、これを許可いた

します。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（登壇） 平成28年第4回定例会閉会にあたり、お礼を申し上げます。

12月2日からきょう22日までの21日間、上程させていただきました議案について、各常任委員会はじめ、議員各位には真剣に御審議をいただき、全部の提案させていただいた議案についてお認めをいただきました。お認めをいただいた予算については、慎重に対応してまいりたいと、執行してまいりたいと、そう思っております。

ことしも残すところ、あとわずかとなりました。今、インフルエンザがことしは早くから流行しておると聞いてございます。ますます寒さも一段と厳しくなると思いますが、どうかいい年、いいお正月を迎えられ、そして来年もことし同様に、議員の皆さん方の御協力をいただき、紀の川市の発展に頑張っていけるように御協力をよろしくお願いを申し上げます、閉会にあたっての御挨拶といたします。

御苦労さんでございました。

○議長（竹村広明君） それでは、平成28年第4回紀の川市議会定例会の閉会にあたり、私からも一言御挨拶を申し上げます。

去る12月2日に開会し、本日まで21日間にわたり、慎重審議を賜り、また議会運営につきましても御協力をいただき、まことにありがとうございました。おかげをもちまして、本日無事終了することができました。

ことしも残すところ、わずかとなってまいりました。議員各位におかれましては、より一層御自愛をいただき、議員活動に御精励いただきますよう御祈念申し上げまして、閉会の御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

これで、本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

それでは、これをもちまして、平成28年12月2日招集の平成28年第4回紀の川市議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。ありがとうございました。

（閉会 午前10時19分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

紀の川市議会議長

同 署名議員

同 署名議員